

環境審議会みどり政策推進部会

都市計画公園・緑地見直しについて

令和3年6月1日
環境政策部公園建設課
都市部都市計画課

都市計画公園・緑地見直し

- 1 都市計画公園・緑地とは
- 2 見直しの背景
- 3 見直しの目的
- 4 都市計画決定状況
- 5 見直し方針の位置づけ
- 6 見直し方針の構成案
- 7 見直しの流れ

1 都市計画公園・緑地とは

- 都市の健全な発展と秩序ある整備を目的とし、公園・緑地等として必要な区域を明確化して長期的な視点から計画的な整備を進めるため、都市計画に定めるもの
- 都市計画法第11条に規定された都市施設のうち「公園」「緑地」のこと

都市公園法に基づく
都市公園・緑地

都市計画法に基づく
都市計画公園・緑地

2 見直しの背景 1/3

- 戦災復興や高度経済成長に伴い減少するみどりを適正な土地利用とあわせて保全・創出するために都市計画決定
- 都市計画法第53条
「都市計画施設等の区域内における建築等の規制」により建築物の階数や構造に制限
- 都市計画運用指針への項目追加
「適時適切な都市計画の見直し」
長期にわたり事業に着手されない都市施設の見直し

2 見直しの背景 2/3

- 「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」
平成27年3月神奈川県が策定
- ・ 社会情勢を踏まえ、公園・緑地の配置計画等を位置付けた上位計画の見直しが必要ないか確認の上個々の都市計画公園・緑地を検証
- ・ 「必要性」「実現性」「代替性」の観点から検証
- ・ 目標年次（概ね20年後）における実現性から検討対象の都市計画公園等について「存続」「変更」「廃止（一部廃止含む）」の方針を導き出す

2 見直しの背景 3/3

- 「横須賀市みどりの基本計画」 (R4.3見直し予定)
「都市公園の整備・管理の方針」 (R4.3策定予定)
- 横須賀市が所管する施設を対象とした
「横須賀都市計画 都市計画公園・緑地の見直し方針」
作成予定

3 見直しの目的

神奈川県「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」
による見直しの対象は、

都市計画決定後20年以上経過しても未整備
の都市計画公園・緑地

- 長期未整備公園（神奈川県へ報告済み）
- 都市計画公園区域に民有地を含む公園等

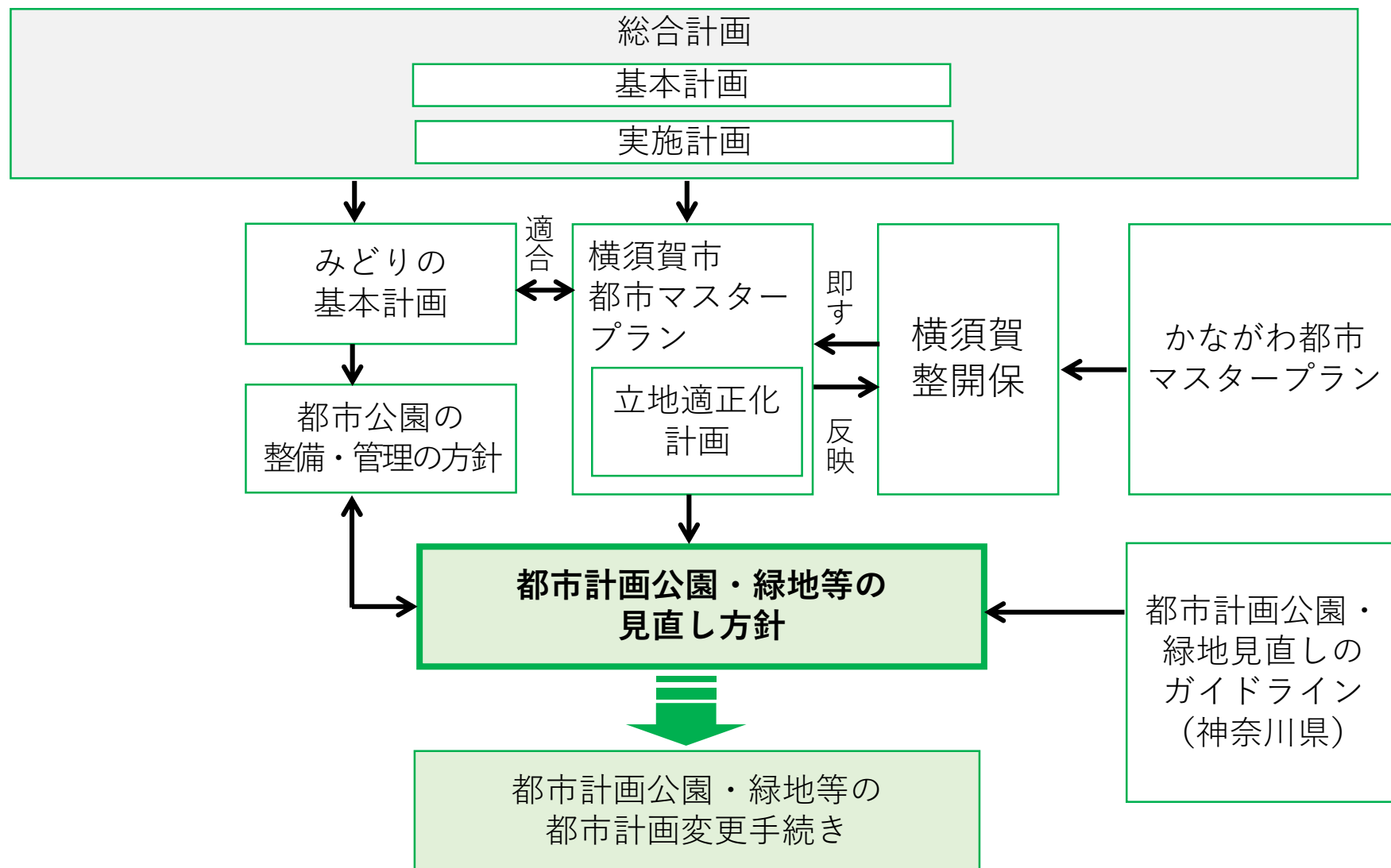
4 都市計画決定状況

種 別	個所数	面積 (ha)	長期未整備	民有地含む
街区公園	157	42.79	3	10
近隣公園	21	39.99	1	5
地区公園	1	4.3	0	0
総合公園	1	21.3	0	0
運動公園	3	27.4	0	1
広域公園	0	0	0	0
風致公園	6	114.5	0	0
歴史・植物公園	4	13.0	0	1
緑地	11	80.45	0	1

見直し検討予定

- 長期未整備公園（神奈川県へ報告済み） 4 か所
- 都市計画公園区域に民有地を含む公園等 18か所

5 見直し方針の位置づけ



6 見直し方針の構成案

第1章 目的・位置づけ

（背景 / 都市計画公園とは / 見直しの必要性 / 本方針の位置づけ）

第2章 都市計画公園の現状

（都市計画決定状況 / 整備状況 / 課題）

第3章 都市計画公園の課題

（長期未着手公園の課題 / 民有地を含む整備済都市計画公園の課題）

第4章 都市計画公園の見直しの考え方

（見直しの基本的な考え方 / 見直しの手順 / フロー）

第5章 見直し対象都市計画公園の検証

第6章 今後の進め方

7 見直しの流れ

